

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 企業

乙 倉吉市 個人

丙 八頭郡智頭町 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割5分とし、県は、損害賠償金94,095円を甲に、3,570円を乙に、402,150円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年12月1日

(2) 事故発生場所

倉吉市東巖城町地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、右方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、和解の相手方乙所有の眼鏡が破損したものである。